

誰のための効率化か

―小中学校から見た「校務支援システム」の問題点

坂田 淳 哉

二〇一一年一〇月、北海道教育委員会（道教委）から各市町村教育委員会（市町村教委）を通じ市町村立の各小中学校へ、「北海道公立学校校務支援システム」（以下、校務支援システム）への参加要請があった。

このため、上川管内中央八町合司で、同年一月に道教委の担当者を招き、同システムに関する説明会を開催した。この説明会と、道教委のホームページに公開されている情報をもとに、校務支援システム導入の是非を考えたい。

◇ 校務支援システムとは

校務支援システムは、道教委が道立学校の教職員の事務負担軽減と業務の効率化を目指し二〇〇九年度に開発委託を始めたシステムである。道立学校での運用開始は二〇一二年四月。業務アウトソーシング化のねらいもある。公表されている総開発費は、三億六千万円。

同システムは、いわゆるグループウェア（スケジュール管理、掲示板、メール、ネット会議等の機能を含む）としての「校務システム」と、児童生徒の教育関連諸情報（出欠管理、成績処理、保

健情報、指導要録、通知票等印刷などの機能を含む）を管理する「教務システム」が合体した二本立てのシステムである。システムの設計上、一括販売のみで機能の分離導入はできない。（図表）

仕組みとしては、通信回線を経由して道内某所のデータセンターにアクセスし、データを集中管理する方式（クラウド方式）。このデータセンターに当たる部分が、第三セクターである株式会社HARPの運営する「北海道電子自治体プラットフォーム」である。同プラットフォームは、直接インターネットとは接続していないことだが、学校でのシステム導入にあたってはブロードバンド環境が要求されている。小中学校には自治体間のような専用回線はないので、システム導入の際は新たな専用回線の敷設か、既存回線にVPN等を構築をする必要があり、経費・管理面から問題が多い。

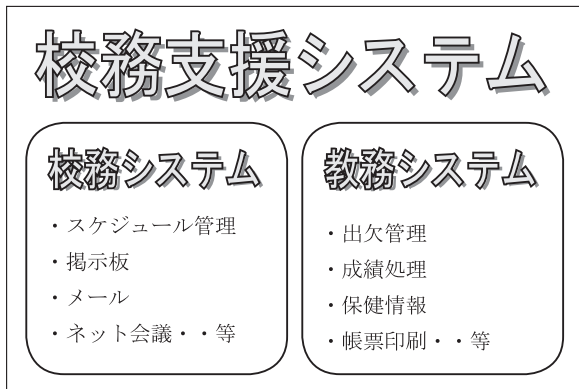
クラウド方式のため、サーバー管理の手間は少ないが、システム設計上の制約で、入力後、学校にデータが残らない。このため、現場では実データの破棄ができず、システム導入が物理的・時間的な減量化にはつながらない。東日本大震災以降、リスク分散が重視されるなか、現場にバックアップ

プの残らない形でのデータ集中管理には疑問が残る。すでに運用を開始して半年を迎えようとしているが、入力作業中の停電や、コンピュータのフリーズなどにより、それまでの作業が失われた、などの報告もある。

◇ 調整不足の導入計画と、リサーチ不足のシステム開発

このシステムの開発主体は、第三セクターのHARPである。前述したとおり、「北海道電子自治体プラットフォーム」の運営会社であり、教育機関ではない。このため、校務支援システムの開発にあたっては、道立学校情報科教諭数名の協力を得て作成したとのことである。

開発終盤の二〇一一年一〇月になって、市町村への導入要請があったが、市町村教委や市町村立学校には、それまで開発関与の機会も、情報提供も、説明会もなかった。道教委の開発担当は、維



持経費について、市町村立学校の参加によるスケジュールメリットを強調していたが、二〇一一年十一月の時点で参加市町村に石狩市以外の「市」はなかった。また、札幌市はすでに独自の校務支援システムの開発を進めていたため、このシステムには参加していない。この時点で道内最大都市の小中学校参加はなくなっていたことになる。

開発された校務支援システムは、小中学校や小規模校では利用価値のない機能も多い。特にグループウェアなどは、すでに導入済みの市町村が多い。道教委は既存グループウェアとの併用導入を推奨しているが、無用なばかりか混乱や多忙化の原因になりかねない。

事前に市町村教委、市町村立学校の職員等へ意見を求めていけば、二つのシステムを分離可能な設計にできたらうし、こういった問題は発生しなかったらう。この点、札幌市では開発に当たって小中学校の各職種に対しても意見集約を行っている。

◇ 念頭になかった市町村の個人情報保護 条例と保護者への説明責任

今回の校務支援システムの運用については、情報管理上の問題点もある。

そもそも市町村立学校では、各市町村の個人情報保護条例に則って情報管理を行っているため、収集・作成した情報は、本人に対してさえ学校独自に公開することはできない。校務支援システムは、学校外に児童生徒の重要情報を「持ち出す」システムであるため、市町村立学校においては、個人情報保護条例の改正や、登録の可否について

保護者の同意を得ることが必要になる。

加えて、このシステムは各種統計情報や書類出力などを、二次的・三次的に追加できる構造になっており、将来的に当初の情報収集目的以外への転用も危惧される。これらの点について説明会で確認したところ、担当者ほどの点についても想定になかった。

仮に市町村が条例改正をするにしても、成績や健康情報ばかりか、顔写真や実名までも登録する以上、保護者への説明や同意の形成は必要だろう。本来は道立学校も行うべきではないだろうか。

◇ 市町村立学校への経費負担の強要

校務支援システムの開発費は三億六千万円だが、運用には更に経費がかかる。

運用経費は、市町村立学校は規模にかかわらず一校当たり年間一八万円必要であるのに対し、道立学校はかからない。「道立学校は無料なのに、なぜ市町村からは経費を徴収するのか？」という点について、道教委は「予め道予算に組み込んでいたため無料ではない」と回答している。

しかし、これによって維持費の全体像が把握できなくなっている。経費の透明性・公平性の観点から、道立学校も市町村立学校同様に経費を徴収し、経費の全体像を明らかにすべきだろう。

◇ 誰にとつての、何のための「効率化」か

東日本大震災を受けて、作家の村上春樹がカタルーニヤ国際賞受賞時のスピーチで「効率化」の問題を指摘していたが、興味深いことに、この想

定被害を過小評価して「効率」を追求する構造は「校務支援システムの導入」にもみられる。

飛躍していると感じるかもしれないが、今回の「校務支援システム」のような、より大きな単位での個人情報の電子的集約は、原子力発電の事故と同じような危険を孕んでいる。それは、いったん大きな自然災害や人為的な事件・事故が発生すると「とりかえしがつかない」という点だ。

道教委は「住基ネットと同レベルのセキュリティを確保したから万全だ」としているが、果たしてそうだろうか。住基ネットで扱う基本情報は「氏名」「生年月日」「住所」「性別」のみある。これに対し校務支援システムで扱う個人情報には上記に加え「成績」「行動記録」「健康情報」などのより高度なもので、滅失・漏洩した際の衝撃は計り知れない。住基ネット同等のセキュリティレベルを確保しただけでは、全く安心できないだろう。

繰り返すが、このシステムで扱うのは児童生徒の個人情報である。個人情報は本来、本人（児童生徒）自身のものであつて、国のものでも自治体のものでない。したがって、システム導入で直接利益を受けるべきは「学校」でも「教育委員会」でも「開発を推進する人」でもなく「子どもたち自身（保護者）」でなければならない。

市町村が「校務支援システム」導入の是非を検討するとき、この原点を忘れてはならない。

坂田淳哉（さかた じゅんや）

上川管内に勤務する学校事務職員。様々な形で学校現場の思いを伝えるインターフェイスになることが、学校事務の仕事だと考えている。